

# ○美幌・津別広域事務組合消防職員服制規則

〔 昭和 59 年 7 月 1 日  
規 則 第 5 号 〕

改正 平成 3 年 4 月 1 日規則第 11 号 平成 10 年 2 月 17 日規則第 1 号  
平成 11 年 7 月 1 日規則第 9 号 平成 13 年 5 月 10 日規則第 2 号  
平成 18 年 12 月 28 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 16 条第 2 項の規定に基づく美幌・津別広域事務組合消防職員の服制に関しては、この規則の定めるところによる。

(服制)

第 2 条 消防職員の服制は、消防吏員服制基準(消防庁告示第 10 号)を準用し、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年規則 11 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年規則第 1 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 9 号)

この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 10 日規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に際し、当分の間は改正前の規則を適用することができるものとする。

附 則(平成 18 年規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 6 月 14 日から適用する。

別表（第2条関係）

制帽	色	濃紺
	製式	円形とし、前ひさし及びあごひもは、黒色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個でとめる。
	き章	銀色金属製消防章をモール製金色桜で抱擁する。 台地は、濃紺とする。
	周章	帽の腰まわりには、黒色のなな子織を巻き、消防司令以上の場合には、じゃ腹組金線及びじゃ腹組黒色線を、消防司令補の場合には、じゃ腹組黒色線を巻くものとする。
盛夏帽	色	紺
	製式	円形とし、前ひさし及びあごひもは紺又はその類似色とする。 あごひもの両端は、帽の両側において金色金属製消防章各1個でとめる。 天井の両側に鳩目をつけ、通風口とする。 腰は、藤ずるあみとし、すべり革には、所要の通風口をつける。 天井の内側には、汚損よけをつける。
	き章	制帽と同様とする。ただし、台地は紺とする。
	周章	帽のまわりに、紺又はその類似色のなな子織を巻くものとする。
略帽	色	青又は紺
	製式	丸型ワイド帽又はこれに類似する形状とし、前ひさしは、芯入りで地質と同様とする。 前部及び前ひさしに刺繍等でマーク及び文字等を入れ、後部はサイズ調製のできる器具を取り付ける。 帽に刺繍等で所属所（署）名を表記する。
救急帽	色及び地質	暗い灰色の合成繊維又は綿混紡の繊維
	製式	前ひさしは地質と同じものとし、その表を白の反射テープで覆う。 あごひもは灰色のビニール製とし、その両端は帽の両側において銀色金属製消防章各1個でとめる。
	き章	消防章及び台地は、布製とする。
	周章	帽の腰まわりには、白色線をつける。

（美津 二十）